

令和7年6月18日

広島及び岡山県内のタクシー運賃の改定審査開始について

広島市域地区（旧広島県 A 地区）、広島地区（旧広島県 B 地区）及び岡山地区（旧岡山県地区）の法人タクシー事業者から提出されている運賃改定申請（要請）について、各地区の受付期間中に申請（要請）書を提出した法人タクシー事業者の合計車両数が5割以上に達したため、判定を行った結果、いずれの地区においても運賃審査開始が必要と判断しましたのでお知らせします。

運賃改定要否の判定にあたっては、運賃改定申請（要請）を行った事業者の中から標準的な経営を行っている事業者（標準能率事業者）を選定し、実績年度（令和5年度）の収入及び原価などにより収支率を算定したところ、赤字となったため、今後、標準能率事業者の中から複数の原価計算対象事業者を抽出し、原価計算書の提出を求め、運賃改定に係る審査手続きを経て新運賃の公表を行ってまいります。

【各地区申請（要請）状況 ※令和7年6月17日時点】

	申請(要請)受付期間	申請(要請)状況		
		申請(要請)事業者数	車両数	申請率
広島市域地区	令和7年3月24日～ 令和7年6月23日	30者 (69者)※1	1,625両 (2,580両)※2	62.98%
広島地区	令和7年3月25日～ 令和7年6月24日	43者 (143者)※1	1,205両 (2,215両)※2	54.40%
岡山地区	令和7年4月2日～ 令和7年7月1日	62者 (129者)※1	2,064両 (2,544両)※2	81.13%

※1・・・括弧書きは、各地区の法人タクシー事業者数

※2・・・括弧書きは、各地区の法人タクシー全体車両数

【問合せ先】

自動車交通部旅客第二課（082-228-3450） 担当：鬼村・小林

【参 考】

■標準能率事業者の選定基準

- ・次の基準に該当する者を除いた者を標準能率事業者とする

1. 原価標準基準

- (1) 1人1車制個人タクシー事業者及び小規模個人経営者（5両以下）
- (2) 3年以上存続していない事業者
- (3) 最近の事業年度（1年間）の期間中に事業の譲渡、譲受若しくは合併した事業者又は長期にわたって労働争議のあった事業者
- (4) 決算期を変更したため、最近1年間の実績収支の確定のできない事業者
- (5) 一般乗用旅客自動車運送事業以外の事業を経営する事業者にあつては、全事業営業収入に対する乗用部門の営業収入の割合が50%に満たない事業者
- (6) 料金について標準的なものと大幅に異なるものを設定している事業者
- (7) 災害、その他の事由によって異常な原価が発生し、当該地域の原価の標準を算定するために適当と認められない事業者

2. サービス標準基準

- (1) 事業用自動車の平均車齢が、当該運賃適用地域の全事業者の平均値に比較して、特に高いと認められる事業者
- (2) タクシーサービスの著しく不良な事業者
- (3) 安全運行を怠り、事故を多発している事業者

3. 効率性基準

- (1) 運賃適用地域の事業者のうち、年間平均実働率の水準が、当該地域内の全事業者の上位から概ね80%の順位にある水準以下の事業者
- (2) 運賃適用地域の事業者のうち、生産性（従業員1人当り営業収入）の水準が、当該地域内の全事業者の上位から概ね80%の順位にある水準以下の事業者